佐賀県告示第百五十一号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事　古　川　　康

第三条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、別表の創業支援貸付に係る貸付けについては、県内において保険対象事業を行う中小企業者になろうとする者についても、貸付けの対象者とする。

第六条第一号イを次のように改め、同号ロを削る。

イ　独立・創業資金

別表中

「

創業支援貸付	独立開業資金	開業して中小企業者となろうとする者（事業譲渡等により事業を承継する者及び事業開始後6月に満たない中小企業者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するもの が商工会議所等の指導に基づき必要とする設備資金及び運転資金（以下「事業資金」という。） 1　開業しようとする事業と同一の業種に1年以上従事していた者 2　開業しようとする事業に必要な法律上の資格を有する者 3　開業しようとする事業と密接に関連する技能等を公的機関が主催する起業家育成研修又は公的職業能力開発施設における職業訓練等で修得した者	必要経費の5分の4以内で、1,200万円（運転資金のみの場合は、必要経費の5分の4以内で、600万円）	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	年7.4パーセント以内	年1.55パーセント以内	1　原則として、月賦償還とする。 2　2年以内（運転資金にあっては、1年以内）の据置期間を置くことができる。。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。

	創業資金	次の各号のいずれかに該当する者が必要とする事業資金 1　事業を営んでいない個人(事業譲渡等により事業を承継する者を含む。)であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの又は2月以内に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 2　事業を開始した日以後1年を経過していない個人又は会社(事業を営んでいない個人により設立された会社に限る。)	自己資金の範囲内で、3,000万円(運転資金のみの場合は、自己資金の範囲内で、1,200万円)	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内			1　原則として、月賦償還とする。 2　1年以内の据置期間を置くことができる。	

を

「

創業支援貸付	独立・創業資金	次のいずれかに該当する者が必要とする設備資金及び運転資金（以下「事業資金」という。） 1　事業を営んでいない個人（事業譲渡等により事業を承継する者を含む。）であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの又は2月以内に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 2　事業を開始した日以後2年を経過していない個人又は会社（事業を営んでいない個人により設立された会社に限る。）	1,200万円（運転資金のみの場合は、600万円）	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	年7.4パーセント以内	年1.55パーセント以内	1　原則として、月賦償還とする。 2　1年以内の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。

」

に改め、同表の経営革新支援貸付の項中「新事業展開資金」を「事業転換資金」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。